

委託研究開発契約書

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「甲」という。)は、《委託先機関名》(以下「乙」という。)と甲の《事業名》(以下「本事業」という。)における研究開発の委託に関し、次のとおり合意し、委託研究開発契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(契約項目)

甲は、乙を「《大学等又は企業等》」と認め、乙に対し、以下の内容の研究開発(以下「本委託研究開発」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

- 研究開発課題名:「《研究開発課題名》」(以下「本研究開発課題」という。)
- 研究開発担当者名・所属及び役職:《研究開発担当者氏名①》《研究開発担当者所属部署・役職①》
- 委託期間:令和●年●月●日から令和●年●月●日まで
- 委託研究開発費:
《委託費税込額》円(うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円)
(※1)上記金額は、甲が乙に支払う委託研究開発費の上限である。
(※2)委託研究開発費の内訳は、直接経費、間接経費及び別記1第14条に従って再委託する場合は当該経費とし、研究開発計画書「Ⅲ. 経費 1. 委託研究開発費」のとおりとする。
(※3)委託研究開発費の各事業年度の額(以下「委託研究開発費の年度額」という。)は、研究開発計画書「Ⅲ. 経費 1. 委託研究開発費」のとおりとする。
- 研究開発目的及び内容:研究開発計画書「Ⅱ. 研究開発の内容」のとおりとする。本委託研究開発の実施に当たっては、甲が承認する研究開発計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進めるものとする。
- 契約一般条項:別記1のとおりとする。
- 特記条項:無し。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和●年●月●日

(甲) 東京都千代田区大手町一丁目7番1号
国立研究開発法人日本医療研究開発機構
契約担当職
理事長 三島 良直

(乙) 住所
機関名
肩書 氏名

別記1

(定義)

第1条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本委託研究開発」とは、本事業の下で甲から乙に対して委託される本研究開発課題として研究開発担当者によって実施される研究開発全体をいう。
- (2) 「本委託契約等」とは、本契約及び本委託研究開発を実施するために甲と乙との間で締結するその他の契約を総称していう。
- (3) 「委託研究開発費」とは、本委託研究開発を実施するために本契約に基づいて甲から乙に支払われる費用をいう。
- (4) 「直接経費」とは、本委託研究開発に直接的に要する経費をいう。
- (5) 「間接経費」とは、本委託研究開発の実施に伴う乙の機関の管理等に必要な経費をいう。
- (6) 「研究開発担当者」とは、乙において本委託研究開発を中心的に行う者として、研究開発代表者、研究開発分担者又はこれらに相当する肩書きを付与された者のうち契約項目(2)に掲げられる者をいう。
- (7) 「研究者等」とは、研究開発担当者及び乙に所属し又は乙からの委嘱を受け、研究開発担当者の下で本委託研究開発に従事する研究員その他の者を個別に又は総称していう。
- (8) 「委託期間」とは、本契約に基づき本委託研究開発を行う期間(本委託研究開発が中止された場合はその時までの期間)をいう。
- (9) 「事務処理説明書」とは、本委託研究開発の事務処理のために甲が定める委託研究開発契約事務処理説明書(本契約締結後に改訂されたものを含む。)をいう。
- (10) 「事業年度」とは、各年4月1日から翌年の3月31日までの1年間をいう。
- (11) 「研究開発計画書」とは、本委託研究開発の全委託期間についての研究開発計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)をいう。
- (12) 「研究開発成果」とは、本委託研究開発において得られた成果をいう。
- (13) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものを総称していう。

ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

イ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む)及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「著作権」と総称する。)

ウ 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲及び乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利

- (14) 「対象データ」とは、本事業に関連して、創出、取得又は収集されたデータ(当該データと同一性が認められる限度で当該データを処理したものを含む。)をいい、「派生データ」は、「対象データ」を元に、技術的に復元不可能な処理がされ、対象データと同一性が認められないデータをいう。
- (15) 「成果有体物」とは、以下に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物をいう。
 - (i) 研究開発の際に創作又は取得されたものであつて研究開発の目的を達成したことを示すもの
 - (ii) 研究開発の際に創作又は取得されたものであつて(i)を得るために利用されるもの
 - (iii) (i)又は(ii)を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの
- (16) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、種苗法第2条第2項に規定する品種及び育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウの対象となるものについてはその案出をいう。
- (17) 「実施」(ただし、第8条第1項及び第11条第7項において使用されるものに限る。)とは、特許法(昭和34年法律第121号)第2条第3項に定める行為、実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第3項に定める行為、意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)

第2条第3項に定める行為、種苗法(平成10年法律第83号)第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条に定める権利に基づく利用行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

- (18) 「専用実施権等」とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権(仮専用実施権を含む)又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権をいう。
- (19) 「大学等」とは、以下に掲げる研究機関を総称していう。
ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人
イ 国立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関
ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であつて、甲が認めるもの
- (20) 「企業等」とは、「大学等」以外の研究機関を総称していう。
- (21) 「研究機関」とは、「大学等」及び「企業等」をあわせたものをいう。
- (22) 「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していう。
- (23) 「甲の不正行為等対応規則」とは、甲が定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(その後の改正を含む。)その他不正行為等への対応について甲が定める規則を総称していう。
- (24) 「甲の利益相反管理規則」とは、甲が定める「研究活動における利益相反の管理に関する規則」(その後の改正を含む。)その他利益相反管理について甲が定める規則を総称していう。
- (25) 「法令等」とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、ガイドライン、指針その他一切の規制を総称していう。
- (26) 「研究開発成果報告書」とは、乙が委託期間中の毎事業年度の研究開発成果の内容を報告するために甲に提出する報告書をいう。
- (27) 「委託研究開発年度末報告書」とは、乙が委託期間中の毎事業年度(委託期間の最終年度を除く。)の委託研究開発費の使用実績を報告するために甲に提出する報告書をいう。
- (28) 「委託研究開発実績報告書」とは、乙が全委託期間の委託研究開発費の使用実績を報告するために甲に提出する報告書をいう。
- (29) 「研究開発成果最終報告書」とは、乙が全委託期間の研究開発成果の内容を報告するために甲に提出する報告書をいう。
- (30) 「中止」とは、本委託研究開発及び委託研究開発費の使用を終了することをいい、「一時停止」は一時的に止めることをいう。
- (31) 「不正行為等」とは、以下に掲げる不正行為、不正使用及び不正受給を総称していう。
ア 「不正行為」とは、研究者等により研究開発活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等(以下「論文等」という。)の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。
i 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
ii 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
iii 盗用 他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
イ 「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用(研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、機構との間の契約等及び機構の応募要件に違反した競争的研究費等の使用を含むがこれらに限られない。)をいう。
ウ 「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により競争的研究費等を受給することをいう。
- (32) 「競争的研究費等」とは、「①「大学、国立研究開発法人等において、省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの(競争的資金として整理されていたものを含む)」として競争的研究費と分類される研究資金②①以外で、国の行政機関及び資金配分機関(甲を含む)が所掌し、かつ、その原資の全部又は一部を国費とする経費(運営費交付金を含むがこれらに限られない。)」をいう。
- (33) 「関係省庁」とは、甲に事業資金を交付している省庁及び内閣府並びに会計検査院をいう。

(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守)

第2条 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本委託契約等、研究開発計画書、事務処理説明書及び本委託研究開発にかかる公募要領並びに本事業又は本委託研究開発の実施に関して甲が示す通知等の文書の定めを遵守して、本委託研究開発を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。

- 2 乙は、本委託研究開発を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則及び甲の利益相反管理規則並びに関係する法令等を遵守し、かつ、研究者等に遵守せしめるものとし、また、本委託研究開発を効率的に実施するよう努めなければならない。
- 3 乙は、乙の責任において、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に基づき、必要な措置を行わなければならない。また、甲は、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に従って、乙に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、乙は甲の指示及び措置等に従うものとする。
- 4 乙は、乙の責任において、甲の利益相反管理規則に基づき、必要な措置を行わなければならない。また、甲は、甲の利益相反管理規則に従って、乙に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、乙は甲の指示及び措置等に従うものとする。
- 5 乙は、国のガイドライン等及び甲が別途通知する内容に従い、研究者等について研究倫理に関する教育等の履修をさせなければならない。

(乙の利益相反管理規則等の遵守に関する報告)

第2条の2 乙は、甲が別途定める様式による「利益相反管理状況報告書」により、乙における研究者等の利益相反管理の実施の有無等につき、甲が定める期日までに甲に対して報告しなければならない。

- 2 乙は甲が別途定める様式による「委託研究開発実績報告書」により、研究者等による本委託研究開発にかかる国の倫理指針等の遵守状況について、甲の定める期日までに甲に対して報告しなければならない。
- 3 乙は、前条第5項に従って研究者等に履修させた研究倫理に関する教育等に関して、甲が別途定める様式による「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」により、甲に対して状況の報告を行うものとする。
- 4 乙が第14条に基づき再委託を行う場合には、乙は、再委託先において本委託研究開発に従事する研究者について、前三項に基づく甲への報告義務を遵守させ、各報告書をとりまとめるものとする。

(乙の表明保証等)

第2条の3 乙は、本契約締結日において、甲に対し、以下の各号を表明し保証する。

- (1) 本委託研究開発に関し、研究開発計画書において研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び研究開発計画書において研究開発代表者と研究項目を分担する者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者(再委託先に所属する者を含む。)(以下これらの者を併せて「研究開発代表者及び分担者」という。)が国の不正行為等対応ガイドライン又は甲の不正行為等対応規則に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(ただし、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的研究費等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的研究費等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないこと。
- (2) 国の不正行為等対応ガイドライン又は甲の不正行為等対応規則に基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者に研究開発代表者及び分担者が含まれていないこと、又は、本調査の対象者に研究開発代表者及び分担者が含まれている場合には、本契約締結日前までに当該対象者の取扱いにつき甲の了解を得ていること。
- 2 乙は、委託期間中、研究開発代表者及び分担者が本調査の対象になった場合には、直ちに甲にこれを通知し、甲から対応につき指示があった場合、これに従わなければならない。
- 3 乙は、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項を遵守し実施しなければならない。

(委託研究開発費の概算払い)

第3条 甲は、次項に定める乙の請求に応じて、委託研究開発費を乙に支払うものとする(但し、委託期間終了後に第18条の3に従って額の確定及び精算をすることを前提とする。以下、かかる支払いを「概算払い」という。)

- 2 乙は、甲に対し、委託期間中の各事業年度において、当該年度の委託研究開発費の年度額の範囲内で、事務処理説明書に従って、一回ないし数回に分けて概算払いを請求することができるものとし、概算払いを請求するときは、甲が別途指定する様式にて作成した請求書により行うものとする。

- 3 甲は、前項の定めに従った乙の請求書を受領した場合、当該請求書が甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求金額を乙に支払うものとする。

(計画の変更)

第3条の2 乙は、研究開発計画書の変更が必要な場合、甲の事前の承認を得なければならない。

(帳簿等の整理)

第4条 乙は、本委託研究開発に要した直接経費を明らかにするため、本委託研究開発に関する独立した帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、委託期間終了後、委託期間が終了する日の属する事業年度末日の翌日から起算して5年間に経過するまで保管するものとする。

- 2 甲は、前項の帳簿及び証拠書類を閲覧することができるものとし、乙は、甲からかかる閲覧の求めがあった場合、これに応じなければならない。

(取得物品の取扱い)

第5条 本委託研究開発のために乙が直接経費により取得した物品等(以下「取得物品」という。)の取扱いについて、乙は、契約項目において大学等と認められた場合又は企業等と認められた場合に応じて、次の各号の規定に従うものとする。

(1) 乙が契約項目において大学等と認められた場合

- ① 取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。
- ② 乙は、(i) 第19条第1項第1号の研究開発担当者の移籍により本委託研究開発が中止され、研究開発担当者が本委託研究開発と同課題の研究開発を移籍先である他の研究機関において実施することを予定している場合、又は、(ii) 本委託研究開発の終了後に研究開発担当者が他の研究機関へ移籍する場合で、研究開発担当者が本委託研究開発と同課題の研究開発を当該他の研究機関において実施することを予定している場合には、取得物品を当該他の研究機関に対して無償で譲渡するものとし、乙は、甲の指示に従い、取得物品を当該他の研究機関に移設する。
- ③ 前号(i)又は(ii)の場合において、取得物品を当該他の研究機関に無償譲渡することが困難な特別の事情があり、かつ、乙と甲の間で合意をした場合には、乙は、前号の規定にかかわらず、取得物品を甲に無償で譲渡するものとし、甲の指示に従い、取得物品を当該他の研究機関に移設する。

(2) 乙が契約項目において企業等と認められた場合

- ① 取得物品のうち、取得価格が50万円以上(消費税を含む。)かつ耐用年数が1年以上のものの所有権は、甲に帰属するものとする。乙は、当該取得物品を委託期間終了までの間、本委託研究開発のために無償で使用することができるものとし、当該期間中、善良なる管理者の注意をもってこれを管理する。当該期間中、当該取得物品の公租公課は、甲の負担とする。
- ② 前①号の取得物品以外の取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。
- ③ 甲は、甲の職員又は甲の指定する者により乙の施設に立ち入り、甲所有の取得物品を検査することができるものとし、乙は、甲からかかる検査の求めがあった場合、これに応じなければならない。
- ④ 乙は、取得物品に対し、抵当権、質権その他一切の担保物権を設定してはならない。

(提供物品の取扱い)

第6条 乙は、甲が本委託研究開発の実施上必要と認めて乙に提供した物品等(以下「提供物品」という。)がある場合、これを委託期間終了までの間、本委託研究開発のために無償で使用することができるものとし、当該期間中、善良なる管理者の注意をもってこれを管理する。当該期間中、提供物品の公租公課は、甲の負担とする。

- 2 甲は、甲の職員又は甲の指定する者により乙の施設に立ち入り、提供物品を検査することができるものとし、乙は、甲からかかる検査の求めがあった場合、これに応じなければならない。

(委託期間終了後の物品等の取扱い)

第7条 甲は、契約項目において大学等と認められた乙が使用する提供物品について、委託期間終了後遅滞なく無償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。ただし、甲が当該提供物品を使用し又は処分する場合は、この限りでない。

- 2 甲は、契約項目において企業等と認められた乙が使用する甲所有の取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、委託期間終了後遅滞なく無償又は有償で乙に貸し渡し、乙はこれを借り受け、本委託研究開発の発展のために使用するものとし、当該取得物品等の耐用年数経過後甲は有償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。乙は、甲との間で、別途、当該無償又は有償借受け及び有償譲受けに関する契約を締結する。ただし、甲が当該取得物品等を使用し又は処分する場合は、この限りでない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、本契約が解除、本委託研究開発の中止その他の事由により終了した場合は、この限りでない。

(知的財産権の帰属)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、本契約に基づく本研究開発成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。ただし、乙が当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合、甲の求めに応じて、甲に当該知的財産権又はその持分の一部を譲渡する。

- (1) 乙は、本研究開発成果に係る発明等を行ったときは、遅滞なく、第10条の規定に基づいて、その旨を甲に報告しなければならない。
 - (2) 乙は、甲が産業技術力強化法第17条第3項に定める国の要請に基づき、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
 - (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が産業技術力強化法第17条第3項に定める国の要請に基づき、当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲の指定する第三者に許諾しなければならない。許諾の対価については、甲乙間で協議の上決定するものとする。ただし、甲及び乙は、許諾の対価については、産業技術力強化法(平成12年4月19日法律第44号)第16条の2の趣旨を尊重するものとする。
 - (4) 乙は、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、予め甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する場合(以下「当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合」という。)は、この限りではない。
 - ア 乙が株式会社であって、その子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合(ただし、その子会社又は親会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社である場合を除く。)
 - イ 乙が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年5月6日法律第52号)に規定する承認事業者若しくは認定事業者に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合
 - ウ 乙が技術研究組合であって、組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合
- 2 乙が第1項各号に規定する事項を遵守せず、さらに遵守しないことについて正当な理由がないと甲が認めるとき又は乙が第20条第1項若しくは第25条第1項、第2項に定める解除事由に該当した場合で甲から請求を受けたときは、甲の判断により、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。
 - 3 乙が第1項各号を遵守することを条件に、第13条に規定する甲所属研究者が本委託研究開発の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権については、当該甲所属研究者の同意が得られた場合、甲の職務発明規程にかかわらず、乙は当該甲所属研究者から当該知的財産権を譲り受けることができる。ただし、当該同意を得るための当該甲所属研究者との協議及び必要な措置は、乙自らが行うものとする。また、乙は、当該同意における権利の譲受の対価等に関する条件については、乙の従業者又は役員である発明者(以下、本条において「乙の発明者」という。)と同等の扱いをするものとする。
 - 4 乙は、乙の発明者が行った発明等が本委託研究開発を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその乙の発明者の職務に属するときは、特段の事情がない限り、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属するよう、予めその乙の発明者と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めておく等必要な措置を講じておかななければならない。
 - 5 乙は、特段の事情により本委託研究開発を実施した結果得られた発明等に係る知的財産権を取得しない場合、当該知的財産権を有することになる乙の発明者に対して、第1項各号の規定を遵守させるための措置を講じなければ

ならない。

(知的財産権の譲渡)

第9条 甲は、前条第1項ただし書きに基づき甲に帰属することとなった知的財産権について、出願後に乙から当該知的財産権の譲渡の申入れがあった場合、乙が前条第1項各号及び第10条の規定を遵守することを条件に、当該知的財産権に対して甲が有する持分を適正な対価をもって乙に譲渡することができる。

(知的財産権に関する報告・通知等)

第10条 乙は、第8条又は第9条の規定に基づき乙に帰属することとなった知的財産権に関して、甲が当該知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。

- (1) 乙は、本研究開発成果に係る発明等を行ったときは、当該発明等の概要、知的財産権の出願又は申請の予定及び論文等による公表の予定の有無、並びに、当該発明等に貢献した研究者名を記載し、当該出願又は申請の前かつ当該研究成果の公表前に、甲が別途定める様式による発明等報告書を速やかに甲に提出するものとする。
- (2) 乙は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に甲が別途定める様式による知的財産権出願通知書を甲に提出するものとする。この際、乙は、本研究開発成果の内容が記載された出願又は申請書類(特許出願であれば、願書、特許請求の範囲、明細書及び図面、実用新案登録出願であれば、願書、実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面、意匠登録出願であれば、願書、図面又は見本)の複製を甲に提出するものとする。
- (3) 乙は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録等を行った日等から60日以内に、甲が別途定める様式による知的財産権出願後状況通知書を甲に提出するものとする。
- (4) 乙は、第三者に対し、知的財産権を移転しようとするときは、甲が別途定める様式による知的財産権移転承認申請書を甲に提出し、予め甲の承諾を得るものとする。
- (5) 乙は、第三者に対し、専用実施権等を設定若しくはその移転の承諾をしようとするときは、甲が別途定める様式による専用実施権等設定・移転承認申請書を甲に提出し、予め甲の承諾を得るものとする。
- (6) 乙は、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾(以下、「知的財産権の移転等」という)を行った場合は、知的財産権の移転等をした日から60日以内に甲が別途定める様式による知的財産権移転等通知書を甲に提出するものとする。
- (7) 第4号及び第5号の規定にかかわらず、当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合には、乙は、知的財産権の移転等をした日から60日以内に甲が別途定める様式による知的財産権移転等通知書を甲に提出すれば足りるものとする。
- (8) 乙は、第三者に対し、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾を行う場合、当該第三者をして本条及び第8条第1項各号の規定を遵守させるものとする。
- (9) 乙は、本研究開発成果に係る知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄する場合は、当該取下・放棄を行う一か月以上前に、甲が別途定める様式による知的財産権出願後状況通知書を甲に提出するものとする。

(知的財産権に関わるその他事項)

第11条 甲及び乙は、別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する知的財産権の出願・維持等に係わる一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に応じて負担する義務を負うものとする。

- 2 甲及び乙が知的財産権の共有持分権者となる場合、当該知的財産権の出願に先立ち、甲所定の共同出願契約書を基礎に両者協議の上、これを締結しなければならない。
- 3 乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本委託研究開発の成果に関し、甲に納入された著作物にかかわる著作権等について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が使用する権利及び甲が第三者に使用を再許諾する権利を、甲に許諾したものとする。
- 4 乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、甲及び甲が指定する第三者による本委託研究開発の成果及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を乙自身の責任において行うものとする。
- 5 甲及び乙は、第1条第13号ウに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

- 6 前項の秘匿すべき期間は、委託期間終了後、委託期間が終了する日の属する事業年度末日の翌日から起算して5年間とし、当該期間中、甲及び乙は、書面による同意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、甲、乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。
- 7 乙が知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、甲は、その実施に関する一切の責任を負わないものとする。
- 8 乙は、本研究開発成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】

「令和〇年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、「事業名」「研究開発課題名」委託研究開発、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」

（成果有体物の帰属）

第12条 研究開発成果として得られた成果有体物に係る権利は、乙に帰属するものとする。

- 2 乙は、他者から研究開発段階における使用のために前項の成果有体物の提供を求められた場合、事業戦略上の支障がある場合を除き、円滑な提供に配慮するものとする。ただし、当該成果有体物のうち、商品化され市場において一般に提供されている物については、この限りでない。
- 3 乙は、前項において当該成果有体物を提供する場合、その対価は、当該成果有体物が公的資金を原資とする研究開発により得られたものであること、当該成果有体物を使用する研究開発の性格等を考慮にいれた合理的な対価とする。

（対象データ及び派生データの取扱い）

第12条の2 甲及び乙は、対象データ及び派生データを有効に利活用し、研究開発を進展させることに努めることを約し、乙は、当該対象データ及び派生データ並びにこれらに関連する知的財産権その他の権利関係について、AMED 研究データ利活用に係るガイドラインに従った取扱いを行う。

- 2 乙は、対象データ及びその派生データについて、本委託研究開発のために使用する以外の目的で使用してはならず、また、第三者に開示又は提供することはできない。ただし、AMED 研究データ利活用に係るガイドライン上許容されている場合又は予め甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 甲又は乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下、「個人情報保護法等」という）に定める個人情報、匿名加工情報、個人関連情報又は仮名加工情報（以下「個人情報等」という）を含んだ対象データ又は派生データを相手方に提供する場合には、事前にその旨を明示しなければならない。
- 4 甲又は乙が個人情報等を含んだ対象データ又は派生データを相手方に提供する場合には、その生成、取得、提供その他の取扱いについて個人情報保護法等に定められている手続を履践していることを保証するものとする。

（甲に所属する研究者の取扱い）

第13条 甲は、乙との事前の合意に基づき、甲に所属する研究者（以下「甲所属研究者」という。）を、乙において本委託研究開発に関与させることができるものとする。この場合、乙は、甲所属研究者に対して、機関の設備管理・安全衛生上及び乙における法令等の遵守のため必要とされる範囲を除き、業務遂行について指揮命令は行わない。

- 2 甲は、甲所属研究者が、乙の施設、設備等を利用する場合、甲所属研究者をして、乙の施設、設備等の利用者として安全管理、情報管理、セキュリティ等に関する乙の諸規定を遵守させ、また、乙の指示に従わせるものとする。
- 3 乙は、甲所属研究者による乙の施設、設備の利用について支障が生じないよう、必要な措置を行う。また、甲所属研究者が本委託研究開発の実施上及び日常業務において不利益を被らないよう、良好な研究環境の維持向上に努めるものとする。
- 4 甲は乙に対し、甲所属研究者について、第2条第5項に定める内容に準じた研究倫理教育の実施及び研究倫理教育プログラムに関する履修状況の報告を委託する。
- 5 乙は、本契約の不正行為等の防止及び調査等に関係する規定については、甲所属研究者を研究者等として扱うものとする。ただし、第19条及び第20条の適用についてはこの限りでない。

(再委託)

第14条 乙は、本委託研究開発を第三者に再委託してはならない。ただし、乙は、甲が本委託研究開発の実施上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本委託研究開発の一部を第三者(以下「再委託先」という。)に再委託することができる。

- 2 乙は、再委託先に対し、本契約に基づき乙が甲に負うと同内容及び同程度の義務を負わせるものとし、再委託に伴う再委託先の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。
- 3 乙は、本委託研究開発の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先と契約を締結しなければならない。本委託研究開発の成果に係る知的財産権を再委託先に帰属させる場合は、乙は、再委託先に第8条第1項各号及び第10条の規定を遵守させなければならない。
- 4 乙は、本契約が解除、本委託研究開発の中止その他の事由により終了した場合、再委託先との契約を直ちに終了させるものとする。また、乙は、第19条第1項又は同条第2項により、本委託研究開発を一時停止した場合、再委託先に対しても直ちに同様の措置をとるものとする。乙は、委託研究開発費について、甲から使用の停止を指示され又は第19条第5項により使用を停止した場合、再委託先に対しても直ちに委託研究開発費の使用を停止させなければならない。

(秘密保持)

第15条 甲及び乙は、(i)本委託研究開発の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報であって、相手方が本委託研究開発外において独自に保有していた、又は保有するに至った情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報及び(ii)本委託研究開発の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報(ただし、第1条第13号ウに定めるノウハウとしても指定された情報の秘匿期間については、第11条第5項及び第6項に定める取扱いに従うものとする。)(以下「秘密情報」という。ただし、対象データ及び派生データは秘密情報に含まれないものとし、これらの取扱いは第12条の2に従うものとする。))について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、相手方の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、当該開示を行う当事者は、自身が本契約に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。

- 2 甲及び乙は、相手方の秘密情報を本委託研究開発のために使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。
- 3 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。
- 4 前三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項ないし第3項の規定を適用しない。
 - (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
 - (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報
 - (6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報
- 5 甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。
- 6 甲及び乙は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員並びに本委託研究開発の実施・評価等のために委託した場合の受託者について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする。

(研究開発成果の公表)

第16条 甲及び乙は、前条に反しない限り、研究開発成果(ノウハウを除く。)を外部に公表するものとする。

- 2 甲及び乙は、相手方が研究開発成果を外部に公表する場合、その公表が円滑に行われるよう互いに合理的な範囲で協力するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲又は乙による研究開発成果の外部への公表が、甲又は乙による知的財産権の取得

その他各自の事業に支障をきたすおそれがある場合には、甲及び乙は、協議してその対応を決定するものとする。

- 4 乙は、研究開発成果を外部に公表する場合、当該成果が甲の本事業の結果得られたものであることを明示しなければならない。

(研究開発成果の報告等)

第 17 条 乙は、毎事業年度終了後の5月末日又は委託期間終了(本契約が解除、又は本委託研究開発の中止その他の事由により終了した場合を含む。以下同じ。)後 61 日以内に甲が指定する日までに、甲に対し、研究開発成果報告書又は研究開発成果最終報告書を提出しなければならない。

- 2 甲が研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査等を行う場合には、乙は、甲による当該調査等に協力するものとする。
- 3 乙は、秘匿すべき研究開発成果について、第三者への不正な流出を防止するため、乙に所属する研究者等及びその他の役員との間で、その所属を離れた後を含め秘密保持義務を負わせるため必要な措置をとるものとする。
- 4 乙は、第三者への研究開発成果の不正な流出があった場合には、直ちに甲に報告するとともに、不正な流出に関与した者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。

(評価等)

第 17 条の2 甲は、本委託研究開発の開始後●事業年度目に本委託研究開発の評価を実施し、評価の結果、委託期間を延長することが適当と認めた場合、乙と本契約の変更契約を締結して、委託期間を延長する。

- 2 甲は、委託期間終了後、本委託研究開発の事後評価を行う。
- 3 甲は、委託期間中、本委託研究開発の進捗状況を確認するとともに、必要と認める場合は、本委託研究開発の評価を実施することができる。これらの進捗状況の確認又は評価の結果、必要と認める場合、甲は本委託研究開発費の変更(増額・減額)、研究開発計画書の変更及びその他必要な措置を乙に求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。
- 4 乙は、甲が実施する前三項による本委託研究開発の評価及び進捗状況の確認に必要な協力を行うとともに、研究開発担当者その他の研究者等をして、かかる協力を行わせるものとする。

(委託研究開発年度末報告書および委託研究開発実績報告書)

第 18 条 乙は、毎事業年度終了後(委託期間の最終年度を除く。)の5月末日までに、別途甲が定める様式による委託研究開発年度末報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、委託期間の最終年度終了後の5月末日又は委託期間終了後 61 日以内に甲が指定する日までに、別途甲が定める様式により委託研究開発実績報告書を甲に提出しなければならない。

(検査及び報告)

第 18 条の2 甲は、乙から第 18 条に規定する委託研究開発年度末報告書又は委託研究開発実績報告書の提出を受けたときは、当該委託研究開発年度末報告書又は当該委託研究開発実績報告書の内容について検査を行うため、乙に対して必要な報告及び資料の提出を求めることができる。

- 2 甲は、前項の検査を行うために必要と認める場合は、事前に通知の上、乙の工場、研究施設その他の事業所(乙の委託先の事業所を含む。以下同じ。)において当該検査を行うことができるものとし、乙は甲から通知があった場合にはこれに対応しなければならない。
- 3 甲は、委託期間終了後、委託期間が終了する日の属する事業年度末日の翌日から起算して5年間が経過するまでの間、本条に定める検査を行うことができるものとする。

(額の確定と精算)

第 18 条の3 甲は、乙から第 18 条第 2 項に規定する委託研究開発実績報告書の提出を受け、第 18 条の2の検査の結果、乙による委託研究開発費の支出状況が適切であると認めたときは、委託研究開発費の契約金額と本委託研究開発の実施に要した経費の額のうち適切と認めた額とのいずれか低い金額を、甲が支払うべき委託研究開発費の額として確定し(以下、当該確定した額を「確定額」という。)、乙に通知する。

- 2 乙は、前項の通知を受けたときは、甲が別途指定する様式にて作成した請求書により確定額の支払いを甲に請求

するものとする。ただし、乙が第3条に定める概算払いを受けている場合には、確定額が当該概算払いの額を超過する場合に限り、その超過金額の支払いを甲に請求するものとする。

- 3 甲は、前項の定めに従った請求書を受領した場合、当該請求書が甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求金額を乙に支払うものとする。
- 4 甲は、前項の支払いを遅滞したときは、未払金額に対して支払期限の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年大蔵省告示第991号)に準じて算定した金額を利息として支払うものとする。ただし、支払いの遅滞が、天災地変等甲の責に帰すことができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。
- 5 乙は、第3条に定める概算払いを受けている場合において、当該概算払いの額が確定額を超過する場合は、その超過金額を甲の定める期限までに返還しなければならない。
- 6 乙は、前項の超過金額を前項の期限までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を甲に支払うものとする。この場合において、延滞金は、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した額とする。

(委託研究開発の中止・一時停止等)

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、甲に対して、委託研究開発中止又は一時停止申請書を速やかに提出し、甲の承認を求めなければならない。乙は、甲の承認を得られた場合、本委託研究開発を中止又は一時停止できるものとする。

- (1) 研究開発担当者の移籍、長期療養、死亡、その他心身の故障等により、研究開発担当者が本委託研究開発においてその役割を十分果たせなくなった場合
 - (2) 研究開発成果を出すことが困難と認められる場合、その他研究運営上の重大な問題が発生した場合
 - (3) 天災その他本委託研究開発を継続しがたいやむを得ない事由がある場合
 - (4) 前各号に類する事由が発生し、本委託研究開発を継続することが適切でない場合
- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、乙に対して、本委託研究開発の中止又は一時停止を指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。
- (1) 前項各号のいずれかに該当すると認められる場合
 - (2) 第24条各号の事由が発生した場合
- 3 乙は、一時停止の事由がなくなり、本委託研究開発を再開できるようになったときは、速やかに甲に「研究復帰届」を提出するものとし、甲の確認が得られた場合、本委託研究開発を再開することができる。
- 4 甲は、乙が本委託研究開発を一時停止した場合であって、一時停止が相当期間継続し又は本委託研究開発の再開が見込まれない場合は、乙に対し、本委託研究開発の中止を指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。
- 5 乙は、本委託研究開発を中止し(第1項、第2項又は第4項による中止の他、第24条により中止した場合を含む。以下同じ。)又は一時停止した場合、委託研究開発費の使用を直ちに停止しなければならない。
- 6 乙は、本委託研究開発を中止した場合、本委託研究開発はその時点で終了する。この場合、本契約は当該終了時点で自動的に終了するものとし、甲は、以後、本契約に基づく乙に対する委託研究開発費の支払いを免れる。
- 7 乙が甲から本委託研究開発の中止又は一時停止を指示されたことにより乙に損害が生じても、甲は乙に対し何ら責任を負うものではない。

(契約の解除等)

第20条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が本委託契約等の締結又は履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき。
- (2) 乙に本委託契約等の重大な違反があったとき(本契約第2条第2項ないし5項、第2条の2、第2条の3各項に定める事項(表明保証を含む。))の違反を含むがこれらに限られない。)
- (3) 研究者等が本委託研究開発において不正行為等を行ったことが研究機関又は甲により認定されたとき。
- (4) 研究者等について、競争的研究費等による研究開発における不正行為等が研究機関若しくは国又は独立行政

法人等により認定されたとき。

- (5) 乙について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じた場合
 - (6) 乙が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合
 - (7) 乙が差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合
 - (8) 第14条に基づく再委託がなされた場合において、再委託先において本項第1号ないし第4号に相当する事由が生じた場合
 - (9) 乙が本研究開発課題の採択時に付された条件を満たしていなかったとき又は満たさなくなったとき。
- 2 甲は、乙が前項各号のいずれかに該当すると認められる場合、委託研究開発費の使用の停止を指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。
 - 3 甲は、乙が第1項各号のいずれかに該当する場合、第1項による本契約の解除の有無にかかわらず、甲は、本契約に基づき乙に支払った委託研究開発費の全部又は一部の返還を請求できるものとし、乙は、甲の定める期限までにこれを返還しなければならない。かかる返還請求は、甲が乙に対して、第1項各号に定める事由の発生により甲に生じた損害の賠償を請求することを妨げない。
 - 4 乙は、前項の規定により委託研究開発費を返還するときは、返還に係る委託研究開発費の受領の日から納付の日までの日数に応じ、加算金を甲に支払うものとする。この場合において、加算金は、当該委託研究開発費の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した額とする。
 - 5 乙は、第3項の期限までに委託研究開発費を納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を甲に支払うものとする。この場合において、延滞金は、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した額とする。
 - 6 第3項ないし第5項の規定は、本契約終了後において第1項第1号から第3号のいずれかに該当し又は該当していたことが判明した場合においても適用があるものとする。

(不正行為等に係る研究者等の取扱い)

第21条 乙は、本委託研究開発の実施にあたり、以下の各号について予め了解するものとし、研究者等をしてこれを予め了解させるものとする。

- (1) 甲は、甲の不正行為等対応規則に従い、本委託研究開発において不正行為等を行った研究者等に対して、同規則に基づく申請・参加制限等を行うことができるものとする。
- (2) 甲は、競争的研究費等において、不正行為等の認定に基づき申請・参加制限等を受けた研究者等について、甲の不正行為等対応規則に基づいて申請・参加制限等を行うことができるものとする。

(不正行為等に対する措置等)

第22条 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合(再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者について、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合を含む)、乙に対し甲の不正行為等対応規則及び甲の指示に従って調査することを要請することができるものとし、乙はその調査結果を文書で甲に報告する。また、甲は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、乙は甲による調査に協力する。乙は、本委託研究開発において国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、速やかに甲に報告し、甲と協議して必要な対応を行うものとする。

- 2 乙は自らの調査により、本委託研究開発以外の競争的研究費等による研究開発(終了分を含む。)において研究者等(再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者についても含む)につき不正行為等についての本調査が開始された場合及び乙以外の機関による不正行為等についての本調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに甲に報告するものとする。
- 3 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合(再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者について、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合を含む)、又は、前項により乙から本委託研究開発以外の競争的研究費等による研究開発において研究者等につき不正行為等についての本調査が開始された旨の報告があった場合、乙に対し、甲が必要と認める間、委託研究開発費の使用の一時停止を指示することができ、乙はこれに従うものとする。この場合、当該

不正行為等についての本調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、甲は、委託研究開発費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。

- 4 甲は、第1項ないし第3項に定める調査又は報告の結果、不正行為等が行われたと認定し又は当該認定がなされたことを確認したときは、本契約に定める措置のほか、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則並びに関係する法令等に従い必要な措置を講じることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
- 5 本条各項に定めるほか、乙は国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に定められた乙の義務を遵守し、また、甲は各規則に定められた甲の乙に対する権利を行使するものとする。

(乙の責任及び事故報告義務)

第 23 条 乙は、本委託研究開発を乙の責任において実施するものとし、本委託研究開発の実施過程で乙、研究者等又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じ、その他何らかの紛争等が生じた場合においても、乙はその費用と責任においてこれを解決するものとし、甲に何らの損害等も負わせないものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項の場合、速やかにその具体的内容を甲に対し書面により報告しなければならない。

(特約)

第 24 条 以下の各号のいずれかに該当する事由が生じるときは、甲は委託研究開発費を減額し又は本委託研究開発を中止させることができる。この場合、委託研究開発費の減額又は本委託研究開発の中止によって乙に損害が生じても、甲は何ら責任を負うものではない。

- (1) 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 35 条の4の規定に基づき定められた甲の中期目標の期間終了時における事業評価において、国が甲の事業について、予算の停止若しくは縮減又は事業の廃止若しくは縮小等の判断をした場合
- (2) 前号以外の事由により、甲の事業に対する国からの予算措置が停止若しくは縮減され又は甲の事業が廃止若しくは縮小された場合

(反社会的勢力の排除)

第 25 条 乙は、以下の各号の一に該当しないことを表明・保証し、甲は、乙が以下の各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - (2) 乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - (3) 乙の親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同じ。)又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者が前二号のいずれかに該当すること。
- 2 甲は、以下の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙(乙の役員若しくは実質的に経営を支配する者を含む。以下第2号から第4号において同じ。)が甲に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
 - (2) 乙が偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。
 - (3) 乙が第三者をして前二号の行為を行わせること。
 - (4) 乙が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
 - (5) 乙の親会社、子会社又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者(これらの役員又は実質的に経営を支配する者を含む。)が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。
 - 3 甲は、前二項により本契約を解除する場合には、実際に生じた損害の賠償に加えて、違約金として解除部分に相当する契約金額の 100 分の 10 に相当する金額の支払いを乙に求めることができ、乙は、甲の定める期限までにこれを支払わなければならない。
 - 4 乙が第1項の表明保証に違反し又は第2項各号のいずれかに該当する場合、第 20 条第 2 項ないし第 6 項を準用する。

(個人情報の取扱い)

第 26 条 乙は、本委託研究開発に関して、甲から個人情報等の委託を受けた場合、善良な管理者の注意をもって委託を受けた当該個人情報等(以下「委託個人情報」という。)を取り扱わなければならない。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

(1) 委託個人情報を第三者(本委託研究開発につき再委託する場合における再委託先を含む。)に委託若しくは提供し又はその内容を知らせること。

(2) 委託個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

3 乙は、委託個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他委託個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、乙の事務所及びその他の乙の業務実施場所等において、委託個人情報の管理状況等について調査し、乙に対して必要な指示をすることができる。

5 乙は、委託個人情報を、甲の求めがある場合又は本委託研究開発の終了後、速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

6 乙は、委託個人情報について漏洩、滅失、毀損その他本条の違反が発生したとき又は発生したおそれがあるときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

7 乙は、本人から委託個人情報の開示、訂正若しくは削除等の請求を受けた場合、又は行政機関、司法機関等、本人以外の第三者から委託個人情報の提供を要請された場合、速やかに甲に通知し、その指示に従わなければならない。

(債権債務の譲渡等の禁止)

第 27 条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本委託研究開発の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保権の設定その他の方法により処分し又は承継してはならない。

(存続条項)

第 28 条 第 2 条、第 2 条の 2、国の不正行為等対応ガイドライン並びに甲の不正行為等対応規則及び甲の利益相反管理規則において本委託研究開発の終了後の対応にかかる義務に関する規定、第 4 条、第 5 条第 1 号、第 8 条から第 12 条の 2、第 14 条第 2 項、第 15 条から第 18 条の 3、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条第 3 項、第 4 項、第 26 条から第 30 条の規定は、本契約終了後も、期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項の遵守に必要な限りにおいて存続する。

(管轄)

第 29 条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 30 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、両当事者誠実に協議の上解決するものとする。